

平成 2 6 年

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

### 1. 日 時

平成 26 年 4 月 24 日（木）13 時 30 分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 理事者控室

### 3. 出席委員

1 番委員	岡 田 香
2 番委員	肥 田 岩 男
3 番委員	井 上 恭 司
4 番委員	伊 藤 ふじ子
5 番委員	大 萱 宗 靖

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育次長	佐久間 利 夫
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
学校教育室長（以下学校室長という。）	服 部 裕
教育研究室長（以下研究室長という。）	西 秀 人
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	亀 山 隆
図書館長	久 野 友 彦
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
まちなみ文化財室長（以下まち室長という。）	嶋 村 明 彦
教育総務室主幹（書記）	木 崎 保 光
教育総務室主査（書記）	水 野 英 樹

## 6. 会議録署名者指名

5番委員（大 萱 宗 靖 委員）

## 7. 前回会議録の承認（第3回臨時会、第4回臨時会）

承認

## 8. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成26年4月定例会教育長報告」に基づき報告。

3月30日日曜日、昼生小学校を卒業された冬柴元国土交通大臣の記念石が同窓生の方を中心に建立されたので、そのおひろめ会に出席した。冬柴元大臣が非常に御苦労されながらも前向きに生きて行かれたというお話を伺った。子どもたちにも是非このことを伝えてもらいたいという思いになった。

3月31日は教職員の退職者辞令交付式があった。対象者7名すべてが定年退職であり、めでたく職務を終えられた。

4月8、9日は小学校、中学校、幼稚園の入学式、入園式があった。

14日は、加太小学校で自然薯を植え付ける体験学習に参加した。

17、18日は東海北陸都市教育長協議会定期総会並びに研究大会があり、今回は三重県が主催県であった。研究大会では三重県が担当ということで、県内の教育長が発表をした。事例研究発表では、伊勢市教育委員会の教育長が「学校の統廃合について」の報告を行った。また、第1、第2、第3と3つの分科会があり、第1分科会は四日市市教育委員会が「学校統廃合について」を提案。第2分科会は尾鷲市教育委員会が群馬大学の片田教授をアドバイザーに防災教育について市全体で進めているということ提案。第3分科会では「亀山市における家庭教育支援について」を提案した。家庭教育をどのように進めて行くのかについて、関心が高かった印象がある。

19日は、中体連春季大会があり、今年は西野公園に参加選手が一堂に会して全体としての開会式があった。今まではそれぞれ

の会場で行っていたが、今回の形式にしたことは大会運営のあり方として良かったのではないかと思う。

24日の地区コミュニティ研究会は所用で出席できなかった。  
以上報告する。

(質問はなく、教育長報告を終わる。)

## 9. 議事

委員長 議案第24号「亀山市小中学校情報教育検討委員会設置要綱の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(研究室長詳細説明)

井上委員 3点ほど質問したい。

1点目は委員会の設置期間は何年か。また、委員会の開催予定回数は何回か。

2点目は委員の人数、20人以内となっているが、どれくらいの数を想定しているのか。また、その内訳はどのように考えているのか。第3条第2項第4号の市職員は、教育委員会事務局の職員を指すのか、市長部局の職員を指すのか。

3点目は現場との協議・意見交換の場を持つのか、途中経過を含めて、得られた成果物をどのように現場に還流するのか。市の研究会で情報教育の部会はなかったのか。各校の関係者が集まる会があったはずであるが、その会との関連性はどうか。

研究室長 委員の任期は1年としています。情報化の推進は、主要事業となっています。よって、できる限り早く方向性を検討していきたいと考えています。

会議の回数は、今年度4、5回程度を予定しています。

委員の数は、20人以内と規定していますが、現時点では15、16人を想定しています。

第3条第2項第4号の市職員は、教育研究室の職員は事務局であることから、市長部局の情報担当者に入ってもらおうよう調整しています。

現場との関係は、情報関係の研究協力員に入ってもらいなが

ら、今後の情報化のあり方について、現場の意見をしっかり聞かなければならないと考えています。この検討委員会で検討した内容は、しっかりと現場に下ろしながら現場にとってどのような情報教育をしていくべきかを検討していきたいと考えています。特に機器については、導入した機器が使いにくいという声も聞いています。それらの意見を大切にしながら進めていきたいと考えています。

井上委員 委員会の設置期間は何年か。主要事業と説明されたが期間は何年か。平成26年4月からスタートして何年続くのか。

研究室長 想定では2年を考えています。この検討委員会の後、機器の更新時期を控えているため、その時期を考慮しています。

井上委員 メンバーの市職員は、市長部局の職員で間違いないか。

研究室長 間違いありません。

大萱委員 現在、子どもたちの間ではスマートホンなどいつでも手軽に情報が入手できる状況にある。世界と瞬時に繋がる環境にある。出会い系や詐欺まがいのことに遭う危険性がある。親としても心配になるところがある。委員会の調査及び検討の中でこういったこと、情報セキュリティに含まれているのかもしれないが、怖いということを発信してもらいたい。

研究室長 現在の子どもたちは、機器の使い方には慣れていますが、機器を使う元となるモラルも含めて検討していきます。現在、情報モラルは学習指導要領で道徳教育において指導することとなっています。指摘のあったことは課題であり、情報教育においてモラルについて指導することが大きな位置を占めていると考えており、しっかりと検討していきたいと考えています。

委員長 学校現場で機器が使いづらいとの答弁があったが、どういう理由か。

研究室長 機器の使いにくさは、校務の情報化が進む中、学校現場で先生方は校務ができるパソコンを使用しています。先生方はこのパソコンを用いて、出席簿管理やテストの作成、成績処理、会計処理、報告書作成などを行っています。これ以外に学校には特別教室にもパソコンがあります。特別教室のパソコンのOSは、VISTAであり、現状多くの先生が校務用のパソコンを教室に持ち込み、授業で使用していることが多くあります。校務用のパソコ

ンであるため、学習用のソフトが入っていないこと、また生徒の成績がデータとして入っていることから、セキュリティ上も問題があります。この区分けをどうしていきべきかを考えていきたいと考えています。より使いやすく、子どもたちに教材提供しやすいものを考えているところです。

井上委員

第3条第2項第3号に「市立の小学校及び中学校の教職員の代表者」とあり、同項第2号には「学校長の代表者」とある。「教職員の代表者」には教頭は想定されているのか。また、事務職員は事務の共同実施をする中で、随分定着してきた。その他にも栄養職員・養護職員など学校の現場には様々な職種がある。そのような中、教職員の代表者はどこかの団体からの推薦で選ぶのか。業務内容・職務内容に対応した多様なメンバーを考えているのか。

研究室長

この事業に関わってタブレット端末を試験的に20台導入しています。その実証校が加太小、関小となっていることから、「学校長の代表者」は、実際タブレット端末を使っている学校の校長を想定しています。

「教職員の代表者」は、ICT機器等の扱いが堪能な者、特別支援教育の担当者は必ず入っていただきます。教頭は現状の仕事量を考えると困難であると考えますが、事務職員や養護教諭等様々な方のご意見をいただきたいと考えています。

大萱委員

学校で使っているパソコンのOSでXPはないか。

研究室長

XPはサポート期間が切れたため、現在はありません。Windows 7は2020年1月14日までサポート期間があります。よって、まだサポート期間があるため、中身や使い方を充実させていきます。

(ほかに質問はなく、議案第24号は可決される。)

委員長

議案第25号「亀山市無形文化財・無形民俗文化財記録作成指導委員会要綱の廃止について」を上程し、事務局の説明を求め

教育次長

(提案理由説明)

(まち室長詳細説明)

(質問はなく、議案第25号は可決される。)

委員長

報告第3号「専決処分した事件の承認について」説明を求め

る。

教育次長 専決処分した事件「亀山市社会教育委員の委嘱について」承認を求める。

(生涯室長詳細説明)

井上委員 名簿の区分欄にある「家庭教育の向上に資する活動を行う者」と備考欄の「生涯学習指導者」とはどのような者を指すのか。

生涯室長 社会教育委員の委嘱については、平成26年3月31日付けで条例改正を行いました。従来は委員の明確な選出区分がなかったため、そこを明文化させていただきました。「家庭教育の向上に資する活動を行う者」としては、現在、放課後子ども教室のコーディネーターや坂下星見の会の代表という形で「地域の学び」、学校とは違う側面で家庭教育を学ぶ機会の提供にご尽力いただいている方を位置づけました。「生涯学習指導者」については、音楽を中心にこれまで様々な形で地域の皆さんに対して学びの指導の実績がある方を「社会教育の関係者」という区分で委嘱させていただきました。

(ほかに質問はなく、報告第3号は承認される。)

委員長 報告第4号「専決処分した事件の承認について」説明を求める。

教育次長 専決処分した事件「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱について」承認を求める。

(生涯室長詳細説明)

井上委員 協議会の定数や区分は固定なのか。

生涯室長 委員の定数は15人以内となっています。現時点では9人であることから、必要に応じて増員することも可能です。

井上委員 15人以内となっているのに9人なのは理由があるのか。

生涯室長 現時点では必要最小限の人数で9人となっているが、必要となれば増員することもあり得ます。

委員長 「亀山高等学校校長」と「徳風高等学校校長」の「区分」の違いはどのような意味があるのか。

生涯室長 「亀山高等学校」は県立であるため、「関係行政機関」、「徳風高等学校」は私立であるため、「その他市長が認めるもの」としています。

教育次長 「亀山高等学校校長」を「関係行政機関の職員」としました

が、学校は行政機関ではないため、「その他市長が必要と認めるもの」に変更させていただきたいと思います。

委員長 訂正してもらおうということでお願いします。  
(ほかに質問はなく、報告第4号は承認される。)

委員長 報告第5号「専決処分した事件の承認について」説明を求め  
る。

教育次長 専決処分した事件「亀山市学校運営協議会委員の委嘱及び任命  
について(加太小学校)」承認を求める。  
(研究室長詳細説明)

井上委員 今後女性の委員を増やしていく、女性の意見を取り入れていく  
という説明があったが良いことだと思う。また、関中学校の校長  
が委員に入ることも良いことだと思う。  
(ほかに質問はなく、報告第5号は承認される。)

委員長 報告第6号「専決処分した事件の承認について」説明を求め  
る。

教育次長 専決処分した事件「亀山市学校運営協議会委員の委嘱及び任命  
について(川崎小学校)」承認を求める。  
(研究室長詳細説明)

井上委員 「まちづくり協議会」が発足した地域は「コミュニティ」はな  
いのか。

教育長 「まちづくり協議会」、「コミュニティ」は、担当が地域づく  
り支援室になるため、詳細は確認してから報告させていただきます。  
(ほかに質問はなく、報告第6号は承認される。)

委員長 報告第7号「専決処分した事件の承認について」説明を求め  
る。

教育次長 専決処分した事件「亀山市就学指導委員会委員の委嘱及び任命  
について」承認を求める。  
(研究室長詳細説明)

井上委員 「委員」と「調査員」の違いは何か。

研究室長 「委員」には医師を始め専門の方々に入っていており、  
調査書を基に就学指導のあり方について検討し、判定をしていただ  
きます。「調査員」には学校や園を回り、判定の基となる資料  
作りを行っていただきます。



- 井上委員 「調査員」の数は足りているのか。加太小学校の児童については誰が調査を行うのか。
- 研究室長 以前はすべての調査を子ども支援室の担当者が行っていました。委員ご指摘のとおり、加太小学校区担当の調査員はいないので、子ども支援室の職員が調査することになります。調査員がすべての学校区にいる訳ではありませんが、以前よりは人数は増えています。
- 井上委員 「調査員」の業務範囲は広すぎるため、一度見直したほうが良いのではないかと。
- 研究室長 「調査員」の業務範囲の広さは十分認識しています。また、区分等についても見直すべきところがあると考えています。そのためには、要綱そのものを見直す必要があることから、今後検討したいと考えています。
- 大萱委員 「委員」の区分で「保護者」は何かの代表者か。
- 研究室長 保護者には、就学指導全体について意見を聞かせていただくということで委員に入らせていただいています。
- 教育次長 1点訂正があります。今回の案件には「委員」と「調査員」という2つの区分があります。事件名に「委員」としか表現がないため、「調査員」が含まれていないような形になっていることから「委員等」という表現に改めさせていただきたいと思います。  
(ほかに質問はなく、報告第7号は承認される。)
- 委員長 報告第8号「専決処分した事件の承認について」説明を求める。
- 教育次長 専決処分した事件「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」承認を求める。  
(生涯室長詳細説明)  
(質問はなく、報告第8号は承認される。)

## 10. 報告事項

- 委員長 報告事項1及び2について、一括して説明を求める。  
(学校室長説明)  
(意見はなく、報告を終わる。)
- 委員長 報告事項3～6まで一括して説明を求める。  
(研究室長説明)  
(意見はなく、報告を終わる。)
- 委員長 報告事項7～9まで一括して説明を求める。  
(生涯室長説明)  
(意見はなく、報告を終わる。)
- 委員長 報告事項10について説明を求める。  
(歴博館長説明)  
(意見はなく、報告を終わる。)
- 委員長 報告事項11及び12について、一括して説明を求める。  
(まち室長説明)  
(意見はなく、報告を終わる。)
- 委員長 報告事項13について説明を求める。  
(教育次長説明)
- 井上委員 何点か質問したい。「使命・目標」にある「亀山市の教育基盤」の「基盤」とは「施設」と同義語で使っているのか。「基盤」とは土台という意味だが、施設面に特化しているのではないか。
- 実施方針①の3点目に「幼児」も入れたほうが良いのではないか。幼稚園訪問時に園長が5園とも「運動に親しむ」、「体力向上」を研修テーマとし、成果が上がっていると強調していた。
- 実施方針①の4、5点目は今年度の重点テーマなのか。
- 実施方針②「人とのつながり、及び個性を活かす」が内容的に理解しづらい。「個性」とは個々人の個性なのか。テーマを具体的にしたものが1点目の「学校経営品質向上」と合致するのか。テーマと各項目が一致しないのではないか。「食材生産地等の情報を積極的に発信」とは誰に対して発信していくのか。給食と関係があるのかないのか。
- 実施方針③「学校等」とは学校以外に何を指すのか。「教育環境の整備」と「学習環境を確保」とあるが、使い分けはどうなっ

ているのか。「白川小学校耐震改修事業など」と「など」が使っているが、耐震化は白川小学校で終わりではないのか、まだ終わっていないのか。「安心・安全」という意味で子どもたちの「生命」の分野をどこに記載すべきなのか。「子どもの生命を大切にします。守ります。」というマグネットが公用車に貼られているが、通学路の整備の問題、登下校の安全指導、不審者対策、地域の見守りパトロールなど丁寧に展開されているにも拘らず、生命に関する記載がないのは如何なものか。

実施方針④については、私の周囲にも中央公民館講座を楽しみにしている人がいる。中央公民館講座のことが触れられていないが、記載すべきではないか。歴史博物館やまちなみ文化財室も亀山市の生涯学習の推進に寄与している。貴重な場を提供している。歴史博物館の学芸員の出前講座活動は、地域から高く評価されている。まちなみ文化財室の活動も同様である。生涯学習という面から考えるとここに挙げてもらいたいところである。歴史博物館やまちなみ文化財室の活動は、市民文化部で記載するというのであれば寂しいところはある。教育委員会の中に記載がなければ、市民文化部の実施方針の中で生涯学習に寄与しているということを記載してもらおうよう要望する。

記載がないと歴史博物館やまちなみ文化財室が生涯学習に寄与しているという内容が埋没してしまう恐れがある。

実施方針⑤のテーマと項目は、並びを変えただけで内容は同じではないか。具体性がない。何をするのが見えて来ない。例えば「室長館長会議での議論を活発にする」などの記載があれば具体性が出てくるのではないか。

教育次長 「使命・目標」にある「教育基盤」の括弧書きの図書館を除いたのは、「施設」を意識していたことから抜いています。

井上委員 「施設」を指すのであれば、「教育基盤」という表現が適切か検討していただきたい。

教育次長 分かりました。

井上委員 「教育基盤」を使うのであれば、括弧の中をすべて無くしても良いと思う。そうすれば「施設」も含まれるし、施設以外の面も含まれると思う。検討いただきたい。

教育次長 実施方針①の3点目については、幼稚園に健康運動指導士が派

遣されており体力面で寄与している状況は把握しているため、「幼児」を加えたいと思います。

実施方針②のテーマ「人とのつながり、及び個性を活かす」は、具体的には3点目の「特色ある学校づくり」ということで「学校の個性を活かす」という意味で記載しています。2点目の「食材生産地等の情報を積極的に発信」は市民に対して発信するという意味です。東日本大震災以降、市民の方から食材の産地に対する問い合わせが多かったこともあり、積極的に今後も発信して行きたいという考えです。

実施方針③のテーマの「等」は、去年は図書館のことが記載されていたため、「等」が入っていたが、それが無くなったことから抜くことにします。「白川小学校耐震改修事業などの耐震化対策」は、白川小学校耐震改修事業は今年度も実施することに加え、他の耐震化対策として、小学校等の体育館の非構造部材の点検を今年度行うことから、そういうことも含め耐震化対策と記載しています。

実施方針④には中央公民館のことも入れさせていただきます。生涯学習上、歴史博物館やまちなみ文化財室の活動も大切であることは間違いありませんが、今回の「使命・目標」は教育委員会が所管する部分ということから、こういった表現となりました。今年度の内容への反映には間に合わないかもしれませんが、市民文化部にはこのような意見をいただいたということは伝えたいと思います。

実施方針⑤の「コミュニケーションを大切にし～」は確かに同じような内容になっているため、もう少し具体的な表現に改めたいと考えています。

井上委員  
教育次長

修正後の内容を確認する時間はあるのか

今回、部の「使命・目標」を作成して、その後、各室の「使命・目標」を作成する段取りとなっています。議会へ提出するのは部の「使命・目標」ですが、この部の「使命・目標」は早急に作成する必要があります。本日いただいたご意見を加味して提出させていただきたいと考えています。

井上委員

私の意見を受け入れていただければいいので結構であるが、時間的に困難であればそのまま提出いただいても構わない。私の意図

は汲んでもらったうえではあるが。この「使命・目標」、「実施方針」は、報告事項となっていること自体がどうかと思う。報告事項ではなく、教育委員会で検討すべきものであると思う。定例会に間に合わないのであれば、素案で良いので臨時会を開催すれば良いと思う。教育委員会事務局の体質かもしれないので聞いておいてもらいたい。

教育次長 今年度は申し訳ありませんが、来年度については今回の意見を踏まえて対処させていただきたいと思います。

井上委員 他に専決処分したものは議案として出てきている。「使命・目標」は専決ではないが、もう提出しているのか。

教育次長 まだ提出していません。

総務室長 「使命・目標」については、昨年度は5月の定例会に提出しました。5月の定例会では遅いということで、今年度は4月の定例会に提出しました。

井上委員 事務局が苦勞して記載してもらったものだと思うが、これこそ教育委員会の議決事項だと思う。こういうことが抜け落ちてきたから、地方教育行政法が改正されるのである。

教育次長 「使命・目標」については、来年度は議案として提案する方向で検討します。この部の「使命・目標」は提出期限が本日の委員会終了後となっているため、委員会の意見を踏まえ、修正したうえで提出させていただきたいと思います。

委員長 先ほどの意見を十分反映するようお願いする。

大萱委員 時間的に来年はそうにすることは可能なのか。

教育長 「使命・目標」の提出方法については、次長の答弁内容を踏まえ、市長部局とすり合わせる必要があるということも理解いただきたいと思います。

井上委員 事情は分かるが、教育委員会の形骸化と言われるような時代である。地方教育行政法の改正にまで至っていることを理解しておく必要がある。

(ほかに意見はなく、報告を終わる。)

委員長 報告事項14について説明を求める。

(研究室長説明)

委員長 「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。」とあるが、「危険なこと」はあるのか。



また、放課後子ども教室は、白川小学校以外すべての学校にあると聞いているが、予算化されているのは6校だけなのか。

生涯室長

放課後子ども教室は、11すべての小学校にあります。ただし、運営方法が異なります。今回挙がっているのは市からの「委託業務」として請け負って運営している小学校です。ここ挙がっていない小学校は委託方式ではなく、講師に謝金として支払っている方式で運営している小学校です。小学校によって事務局機能の運営方法やボランティアの数などに差があるため、方式の違いがあります。

井上委員

どちらの運営が楽なのか。

生涯室長

事務局側としては委託の方が楽です。ただし、地域の実情に合わせて対応します。

井上委員

そういう事情を知っていて委託を受ける、受けないということはないのか。

生涯室長

コーディネーターの会議を開き情報交換をしているので、方式の違いがあることを知らないということはありません。自分たちの地域はどの方式が合うかという視点で選んでいます。

井上委員

240教室で180万円、185教室で180万円など教室数と金額が合わないが、算定方法に不公平はないのか。

生涯室長

開催回数が異なるにも拘らず金額が同じ学校があります。しかし、各教室の内容は様々であり、関わる人の数も異なります。教室は、学校ごとに地域にあった内容で開催しています。内容が同じではないため、単価は異なります。不公平感がないように対応しています。

(ほかに意見はなく、報告を終わる。)

委員長

報告事項16について説明を求める。

(総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、図書館長、歴博館長、まち室長から教育委員会行事報告及び予定表について報告する。)

(意見はなく、報告を終わる。)

## 1 1. その他

- 委員長           5月は12日（月）15時30分から臨時会を開催する。  
                  5月の定例会は30日（金）9時30分からとする。
- 教育長           11月25日（火）13時30分から安見先生に「認定子ども園など」について講演いただきます。

## 1 2. 閉会

16時15分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

委員長

5番委員

教育長